

タイ近代における小農創出的土地政策への道（下）

北原 淳

1. はじめに
2. 土地所有権確定事業と地租徴収事業の分離とその要因
 - (1) 一律的適用への技術的限界
 - (2) 権利確定事業と地租徴収改正事業との分離の諸要因
3. 1901年地券交付法以前の土地関係法案と土地政策
 - (1) 農務省発足直後の土地関係法案と土地政策

（以上前号）

3. 1901年地券交付法以前の土地関係法案と土地政策

(2) 農務省の一時的廃止と復活直後の地券交付の試み

以上のように、1897年の農務省廃止まで、バサコーラウォン田地局長官(1988-92年)、スラサック農務大臣(92-97年)の両者の任期中に、農務省自身によって、田租徴収・土地関係の法案が多数準備されたが、いずれも日の目を見なかった。そして、97年から99年までの農務省の一時的廃止の間に、田租業務の管轄は、基本的に、農務省から大蔵省に移った。他方、農務省固有の業務として残された地券交付は、99年3月の農務省再建前後から1901年までの間、農務官のプラチャーチープ(Phraya Phrachachip)とマハーヨーター(Phraya Mahayotha)の両名が試験的な交付作業にあたった。

この農務省の一次的解散期には、大蔵省と内務省が連携しあって田租を徴収する体制が築かれ、農務省は伝統的な田租業務からは排除されたが、これは農務省にとって、かつて

地方に中央検見官(カールアン・セーナー)を自ら派遣してきた旧田地局(クロムナー)時代の権力と権益の縮小をも意味したとみられる。田租業務および土地証書交付事業の実態については、1899年9月6日付けの大蔵省から農務省への業務引継文書によって、次のような結果が確認できる(R5 KS 1/5 : No. 75/9109 : 6-17)。

田租徴収は、畿外と畿内を分担する国税局を設置して、前者は中央から大蔵省の徴税官を派遣し内務省の地方官と連携させ、後者は首都省の地方官が直接徴収する体制をとった。事務所は、試験的に、プラーチンブリー(畿外担当)とバンコク(畿内担当)に各1カ所設けただけに終わった。この国税局の分担体制によって、旧農務省時代の田租帳簿を点検し、滞納・遅納分の田租を督促し徴収する業務が進んだ。また、果樹園税の徴収は、すでに農務省から「国家収入院」(ホー・ラッサダーコーンピバット)に移管していたが、検査が間に合わず、現実との齟齬が大きく、依然として慣習的な中央検見団の派遣が必要とされていた。また、田租・地租の徴収に付

随する権利書の交付については、マハーヨー
ターを団長とする特別官チームが 99 年 1 月
からプラウェート運河地域で旧証書類とひき
かえに検分証 (bai samruat), また, チャッ
プチョン地については, 96 年の布告によっ
て, 一時的占有証 (bai yiap yam) の交付の
あと, 占有証 (bai chong) の交付を部分的に
行った。この両者の証書を統一することが今
後の課題である。

このように, この引継文書では, 権利書交
付に関しては, 田地業務特別官マハーヨー
ターのチームが旧証書類とひきかえに交付し
たバイ・サムルアットが権利書の一種として
評価されている。しかし, 特別官マハーヨー
ターのチームがランシット運河網の南辺にあ
るプラウェート運河で試行しようとした
「トゥラー・デーン」証書それ自体の交付は
地図官の協力がえられず失敗し, この直後に,
プラチャーチープが始めたアユタヤ州での
地券交付の試みの方が, 障害が少なく成功
をおさめたといわれる。ともあれ, 1899 年 1
月以降のプラウェート運河, および, ランシッ
ト運河地域におけるマハーヨーターの権利書
交付の取り組みは, 1901 年のクルンカオ (アユ
タヤ) におけるプラチャーチープ (のちの
官名アーハンポリラック, 実名ブン・チュ
ート-Phung Chuto) による試験的な地券交付
に先行していたことになる。後者の地券交付
の試みだけを正当化した 1901 年のクルンカ
オ州地券交付布告は, 内務大臣のダムロン親
王が起草し, 農務大臣テーウェートは関係し
なかったという (北原 1974 : 332-333)。現代
の内務省土地局の土地権利確定事業や土地権
利証書交付事業の公刊文書類は, 後者だけを
タイ国初の近代的権利書の試みとして評価し
ているが, この二つの試みが時期的にほぼ前

後して行われたという事実は, もっと注目す
べきかも知れない。

このように現代の公的文献では, プラ
チャーチープと比べてマハーヨーターはその
功績を評価されていない。たまたま, マハー
ヨーターが担当した試験的交付地域が, 紛争
の多いランシット運河網地域であり, 交付の
前に紛争調停で時間がかかったことも一因か
も知れない。また, 彼は農務大臣と折り合い
が悪く, そのために, 地積図測量官の協力も
えられず, その抵抗にあった (北原 1974 :
323 ; R 5 KS 3.3/14 : No. 52/2039, No. 54/
2193) ことも一因かも知れない。他方, プラ
チャーチープは, 地積図測量官の全面的協力を
えて, 紛争の少ないアユタヤで試験的な地
券交付をして成功し, 公的文献では, 彼が初
代地券交付担当官として評価されている (北
原 1973 : 54-56)。このような試験的交付段
階での実績の差に加えて, 彼が 96 年の内閣大
改造以降の国王側近親政勢力 (D. Wyatt のい
わゆる “The New Siam”) に信頼が厚かったこ
とは, 初代地券交付担当官として公認された
最大の要因であろう。

のちに, プラチャーチープの助手として地
券交付を担当した人物にプラヤー・ウィス
ト・カセートラシン (Phyara Wisut
Kasetrasin は官名, 実名はカム・サーリク
ポット Kham Salikhupot) がいる。彼の回想
録は, 上司プラチャーチープ (のちのアーハ
ンポリラック) の農務省復活後の現時点での
発言を次のように紹介する。

かつて田地局を農務省に格上げしたが, ま
だ時期早尚なので, しばらく省を廃して, 局
に格下げすべきだと自分は考えた。なぜなら,
発足後の農務省は, 地図局と鉱山局の 2 局だ
けであり, 地図局の主要業務は, 田租と果樹

税の伝統的徴収法を踏襲するだけで、地図にもとづく地券交付の能力はなかった。また鉱山局もまだ錫鉱開発が盛んでなくほとんど業務がなかった。そこで自分は、省の解散をダムロン親王に提案し、賛成をえて国王に奏上した。国王はこれを受けて、農務省を廃止し、農務局を大蔵省管轄下で残して局長を任命し、土地・田租業務は続けさせた。田租業務は、基本的に、納入担当を大蔵省管轄の畿外国税局 (krom sanphakon nok) と畿内国税局 (krom sanphakon nai) とに分け、前者は内務省と、後者は首都省と連携して、徴収させた。プラチャーチープは、当時の農務大臣スラサックが、彼の提言を越権行為だと言って、ひどく逆上した、という (Wisut 1947 : 33-34)。

ただし、この証言には疑問もある。農務省解散直前にプラチャーチープはこの発言のもとになったと見られる公文書を残している (R 5 KS 1/4 : 4-24)。文面によれば、そもそも彼自身がダムロン親王に対して農務省解散を提案した事実はなく、彼自身は、ただ廃止にともなう残務整理を命じられただけである。彼は、たしかに、1892年に発足して以降5年間の農務省の業務実績が少ない点を率直に批判し、田租業務の大蔵省移管には賛成している。しかし、農務省業務がすべて大蔵省に移管すると、農業振興という重要課題が行われなくなる、と主張して、廃止される農商務省に代わって農商務会議 (サパー) の新設を提案している。農務省の全面廃止と大蔵省移管後の農業業務停止に対するプラチャーチープの抵抗とも読める¹³⁾。

上述のスラサック自伝はこの点について何も語らない。プラチャーチープ (のちのアーハーンポリラック) はスラサック大臣の副大

臣であったが、このようにダムロン親王、ひいてはおそらく、国王側近親政勢力 (The New Siam) 全体からの信頼が厚く、旧勢力 (The Old Siam) 勢力に属したスラサックとの溝があったのであろう。しかし、農務省解散時はプラチャーチープ自身も閑職にあったと見られる。

さて、上述のように、農務省が復活した時期に、まず最初に、ランシット運河地域で権利書交付を命じられたのはブラヤー・マハーヨーターであった。

彼は1877年の「運河掘削布告」にもとづきプラウエート運河掘削担当官に任命されて運河掘削を担当し、小農的規模の分譲希望の資金提供者に対して5年間有効の占有証を交付した経験がある (北原 1990 [1976] : 63-64)。また、マハーヨーターは、農務省復活直前の1899年1月には、「プラウエート運河および支線運河に占有証 (tra chong thidin) を交付する布告」 (PKPS 17 : 271-274) で、占有証 (tra daeng) の交付責任者に任命されている。彼が、占有証交付責任者に任命されたのは、前年の1898年7月25日、自ら大蔵大臣ソムモット親王に対し、かつての業務対象地に関する残務整理のために、文書で現地視察を願い出たためであろう (R 5 KS 4.4/7 : No. 8196)。そして、1899年9月2日には、「タンボン・トゥンルアンおよびプラウエート運河に田地業務特別官を任命する布告」 (PKPS 17 : 103-105) によって、マハーヨーターは田地業務特別官に任命され、土地係争が激しいランシット運河地域の紛争処理と土地証書交付とを同時に行うことになった (表 2 参照)。

彼はこの地域の土地に何らかの利権を持っていた可能性もある。たとえば、1890年には、ランシット運河会社の運河掘削対象地と重な

る地域に、当時の官名プラー・ダムロンラー
 チャボンカン(Phraya Damrongratchaphon-
 khan)の名で、某親王を筆頭人として、70 名
 の連名で会社組織を作り運河を掘るためとし
 て、30,000 ライの土地の占有(チョーン)を
 申請している(R 5 KS 4.4/2 : No. 188, No.
 190, No. 16/5681/63179)。また、1898 年 7 月
 には、かつての 70 年代末の運河掘削担当官時
 代に国庫から引き出した資金や土地分譲希望
 者から集めた占有料(運河代金)の収支状況
 の点検と不足分の徴収をマヒット親王に依頼
 されている(R 5 KS 4.4/7 : No. 93/6256)。
 ともあれ、この 98 年の 7 月から 10 月の時期
 には、プラウエート運河地域の紛争解決のた
 めに、このように占有証の交付布告の原案を
 はじめ、証書の書式、測量法等が検討された
 もようである(北原 1974 ; R 5 KS 4.4/7)。そ
 して、それを受けて権利書交付業務を担当し
 たのがマハーヨーターであった。

マハーヨーターは、上述のように、1899 年
 1 月以降のプラウエート運河の局地的部分で
 の占有証交付に引き続いて 1899 年 9 月には
 田地業務特別官に任命された。そして、南端
 のプラウエート運河だけでなく、その北方に
 広がるランシット運河(トゥンルアン湿原)
 の会社関係の土地において、土地紛争を処理
 しながら、引き続きトラ・チョーン(ト
 ラー・デー)と呼ばれる一種の権利証書(地
 図付き)の試験的な交付を命ぜられたのであ
 る。しかし、その田地業務特別官は、1901 年
 5 月には、マハーヨーターからアーハーンボ
 リラック(プラチャーチープ)に交代した。
 農務省復活後の大蔵省から農務省への業務引
 継文書によれば、マハーヨーターの辞任は、
 病気のためだったとされているが(R 5 KS 1/
 5 : 16)、真相は不明である。

マハーヨーターが 1899 年 9 月にクルン
 テープ(バンコク)州の会社関係地の田地業
 務特別官に任命されて以来、プラウエート運
 河の土地調査と証書交付を分担した助手のペ
 (Nai Pae) は、1900 年 12 月 24 日付けでマ
 ハーヨーターに報告書を提出している。

プラウエート運河タンボン・シージェー
 ク・シーサチャーラケーに駐在した彼の率い
 る分隊は、1900 年 5 月 18 日より 7 月 31 日ま
 で、10 日休んだほかは、ほとんど 65 日間連続
 して働き、プラウエート運河地域で地租徴収
 と測量検分を行った。約 1 カ月半は旧運河地
 分譲証書類(入植時の測量書 [bai tai suan]
 と地積図)と引き換えに検分証(bai samur-
 uat)を交付し、手数料を 1 件につき 5 バーツ
 3 サルン、占有代(kha chong)ライ当たり 1
 バーツ、運河代ライ当たり 1 バーツを徴収し
 ている。ただし、108 年(1889 年)に交付し
 た占有証(bai chong)や過去の代金支払証が
 ある場合、それを差し引いた滞納分の金額だ
 けを徴収し、検分証 95 部を交付して、料金合
 計 7,340 バーツを徴収し、足りない分の検分
 証と官印の到着を待った。また、占有証(tra
 chong)交付予定の個人所有地には区画標を
 立て、占有証交付に必要な地積図作りのため
 に地図官の測量を要求したが、テーウエート
 農務大臣からは返事がなく、仕事を中断せざ
 るをえなかった。その後、8 月より農務大臣
 の命令でランシット運河地域の調査隊に加わ
 り、マハーヨーターに代わって現地駐在特別
 官となり、10 月に至っている(R 5 KS 3.1/8 :
 No. 6110)。

1901 年 3 月 14 日付けのテーウエート農務
 大臣による国王への上奏書によれば、プラ
 ウエート運河を中心に田地特別官マハーヨー
 ターの調査隊には、年末(1901 年)の 3 月一

杯までは占有証（トゥラー・チョーン）を交付させるが、新年（1901年）の4月にはこれを中止させ、マハーヨーターを土地裁判官には残すが、あとは、地図局の係官に直接に調査・測量させて、地積図を作成させトゥラー・チョーン交付をすることが可能になった、としている（R 5 KS 3.2/31 : No. 102/10041）。同年3月26日付け文書で、マハーヨーターは、すでに病気を理由にクルンテープ州の田地調査特別官の辞任を以前から申し出ているのに、これに対する農務大臣の承認が遅いと言って催促し、農務大臣からの田地裁判特別官に止まれという説得も退けてしまった（R 5 KS 3.2/31 : No. 10268）。2日後の3月28日、テーウェート農務大臣は国王に上奏して、3月14日付けの上奏文の内容を閣議にはかったら、マハーヨーターを辞任させるべきだという意見が多数派だった、として、半ば辞任を認めている（R 5 KS 3.2/31 : 106/10366）。

ブラチャーチープ（アーハーンポリラック）の助手役を務めたプレイヤー・ウィースト・カセートラシンの回顧録によれば、ベルリンから帰ったマハーヨーター（実名、ノックケーオ）が、大蔵省から占有証（チャノート・トゥラー・チョーン）の交付官に任命されたのは、1899年4月ころ（上記布告によれば公的には1月）であり、運河地帯への証書交付は、会社の作った地図にもとづいて行われた。また、同年に農務省が復活し、農務大臣にプレイヤー・テーウェートが任命されると、権利書交付だけでなく裁判業務をも行い（上述、1899年9月クルンテープ州田地業務特別官任命の布告をさす）、田地業務特別官として、権利書交付業務をマハーヨーターに、土地係争裁判業務をチャオプレイヤー・ピチャイヤートに、分担させた。そして、マハーヨーターの助手

として、ブラウェート運河についてはペを、ランシット運河についてはトー（Nai To）を任用し、引き続きチャノート・トゥラー・チョーンの交付に当たらせた。119年末（1901年2、3月ころ）マハーヨーターは特別官を辞任した。119年末か120年初（公的には1901年5月1日布告）にアーハーンポリラック（ブラチャーチープ）が田地業務特別官に任命され、マハーヨーターに交代すると、証書の交付地域も、ランシット運河地域ではなく、アユタヤのバーンサイからクエーシーヌックの間の地域で行われ、また交付方法も地図官の測量による地積図作成の協力を得て一新することができた、という（Wisut 1965 : 35-37）。

マハーヨーターの辞任後は、ブラチャーチープがアユタヤを皮切りに、地図官の測量にもとづく近代的地券を交付した。こうして、前述のように、彼の業績は、関係官庁の公的史観では、タイ国初の地券交付功績者として高く評価されている（北原 1973 : 54-56）。ただし、その彼も、1906年には農務大臣から地券交付業務の大役を解任されてしまった。ブラチャーチープの地券と張り合うかのように、農務大臣テーウェートは畿内の県をも含めて、もうひとつの地券である暫定土地占有証（trachong thidin chuakhrao）を交付した。

1902年12月27日付けで「暫定土地占有証交付法」が公布された（PKPS 18 : 493-498）。同法前文の主旨説明によれば、農務省の検見官が検見にもとづいて検見＝田租通知書を公布する風習がすたれ、また、他方では、測量にもとづく近代的地券の公布も予定通り進行せず限定されているため、旧租税証書もなく新権利書もない土地の係争がふえている。そこで、同法は、それらの係争地に対して暫定的だが登記をともなった所有権保証の土地証

書を交付し、のちに、正式地券と引き換えることを目的とする、という。同法の付則、「暫定土地占有証交付法に関する規則第 1 号」によると、その土地に公布申請者のあったことを 1 ヶ月間公示した後、地籍の測量を行う、という主旨である。この測量手続きはプラチャーチープ（のちアーハーンポリラック）がアユタヤで進めていた地券公布の際の測量作業とほとんど変わらない。また、その適用地域がアユタヤ以外のバンコク近県である点も注目される。同法の公布は係争地への暫定的な証書交付という目的を超え、アユタヤの地券交付事業に対抗しているとも受け取れる。プラチャーチープと農務大臣との関係が良くなかったことを暗示する。

この点について、ウイスートの回顧録は、プラチャーチープと農務大臣との不和を暴露している (Wisut 1965: 46-50)。最初にアユタヤで地券公布をした際、彼は国王にタイ国初の近代的地券を献上し、国王から所有者に直接授与してもらい儀礼を行い、国王からはめ言葉ももらって喜んだ。しかし、テウエート農務大臣はプラチャーチープにいたく冷たく、彼はのち農務大臣により解任される危機を予知したという。実際に暫定土地占有証交付法案を構想し、ダムロン親王に進言して賛意をえて起草にとりかかったのはプラチャーチープだったが、途中で法案の起草をテウエート農務大臣が横取りしてしまった。そして、地券とほとんど変わらない暫定占有証を、地券と重複して、トンブリー、チョンブリー、ナコーンチャイシー等に試験的に交付してしまった。また北方のピサヌローク、ウッタラディットでは、同じ証書を、「占有地券」(chanot tra chong) と名称を変えて交付した。そしてラタナコーシン暦 124 年 (1905)

7 月ころにはプラチャーチープを、土地裁判業務をのぞいた地券交付業務からはずしてしまった、とする。

この叙述の事実関係の確認は今後の課題であるが、農務大臣テウエートと地券交付官プラチャーチープとが不和だったことは推定できる。

法令集を検討してみると、たしかに、暫定占有証交付法の施行規則は、1903 年に、アユタヤ以外のバンコクおよび周辺の諸県、クルンテープ、ナコーンチャイシー、チョンブリー、等に適用されている。また、「占有証地券」と名称を変えて、1906 年にピサヌローク、1907 年にウッタラディット、1911 年にスコタイと、北方地域にも適用されている (北原 1973: 61-66)。この北方地域については、バンコク周辺と異なり、伝統的に検見官の入らなかった新開墾地も多く、紛争を解決するためにも暫定的な権利証書の発行の必要性も高かったとみられるから、ウイスートの叙述をすべて肯定する訳には行かない。しかし、この暫定占有証は、少なくとも、バンコク周辺の畿内に関しては、プラチャーチープが進めていた地券と重複、競合した可能性が十分にありうる。

4. 地券交付法制定と占有権規定の変遷

(1) 地券交付法の構成

すでにふれたように、1897 年から 1899 年までの農務省の解散時期には、田租徴収業務は基本的に大蔵省国税局へと移管し、内務省地方官の協力をえて徴収されるようになり、農務省は権利確定事業 (地券交付事業) の方に専念することになった。地券交付事業から切り離されて実行された地租改正事業の最初

タイ近代における小農創出的土地政策への道（下）

の成果が1900年11月の田租徴収法の交付であった。その施行法令が1906年、1908年と続いたことは上述した。さて、伝統的な田租業務からはずされた農務省が専門的に取り組んだ権利確定事業は表2のような土地法に示される。このうち、過渡期の法令と政策についてはすでに前章の後半で述べたので、本章では、1909年地券交付法（第1部）による所有権の確定・保証策から、1936年地券交付法（第6部）による占有権の認定・保証策までに至る、地券交付法の規定の推移を検討してみたい。ただし、政策経緯についての細部の検討作業の総合的な理解は今後の課題である。

1909年3月1日に閣議決定され、3月2日に交付された地券交付法（第1部）は、同法案の提出の際、法務大臣ラーブリー親王が国王に出した上奏書によると、プラチャーチープ、スワパン、Mr. キブリンと相談して、一本化したのが、係争の裁定・判決の規定と一時

的占有証関係の規定とを改訂した以外は旧法をほとんど残してある、という[R5KS 4.1/8: No. 74/3425]。事実、同法の内容を検討すると、1901年5月のクルンカオ州地券交付法、および各種の農務大臣令をほぼそのまま並べて、編集した構成をとっている[北原1974: 71-85]。同法は1900年前後に試験的に部分的に着手された近代的地券交付の試みを、法的に一本化し、体系化して行政担当者にも理解しやすくしたといえよう。

この地券交付法（第1部）案の策定作業は、のち農務大臣として1916年に地券交付法（第2部）を起草し提案したラーブリー親王の公文書によれば、起草は法務大臣ラーブリー親王自身ではなく、法務官のプヤラー・クリッティカーン（Phraya Kritikan）に行わせて、そのうえで、農務大臣チャオブラヤー・テーウエートに渡し、農務大臣が国王の許可をえた、という経緯をたどった。そして、その後、

表2 地券・占有証書交付および田租関係の実定法

• 1899—1907年：テーウエート農務大臣時代	
1899年	1月12日、ブラウエート運河と支線運河に土地占有証 (tra chong thidin) を交付する布告 [PKPS 16: 527-533]
1899年	9月2日、タンボン・トゥンルアンおよびブラウエート運河に田地業務特別官を任命する布告 [PKPS 17: 103-105]
1900年	1月8日田地占有証 (bai chong na) に関する農務省通達 [PKPS 17: 271-274]
1900年	11月12日田租徴収法 [PKPS 17: 494-502]
1901年	4月1日トゥンルアン田地占有証 (tra chong na) 交付布告 (1900年1月通達立法化) [PKPS 17: 289-290]
1901年	5月3日クルンカオ州地券交付布告 [PKPS18: 34-37]
1901年	9月17日地券交付布告 [PKPS 18: 89-105]
1902年	12月27日暫定土地占有証 (tra chong chuakhrao) 交付法 [PKPS18: 493-498]
1906年	暫定占有証交付法を占有証地券 (chanot tra chong) 交付法と改名し、ピサヌローク州に適用する布告 [PKPS 20: 534-535]
1906年	プラチャーチープを地券交付業務から解任
1906年	田租徴収方法・税率改正布告 [PKPS 20: 163-167]
• 1908—1911年：ウォンサー農務大臣時代	
1908年	ナーターコー方式田租徴収布告 [PKPS 22: 438-471]
1909年	3月2日地券交付法（第1部） [PKPS 22: 570-597]

後任の 1912 年までの農務大臣 プラヤー・ウォンサーヌプラパットの任期中は、地券交付法の増補法令はなかった、という (R 6 KS 2/6 : No. 15/12857)。もっとも、これは親王自身の解釈にすぎず、実は農務大臣ウォンサーの任期中にも、後述のように、1910 年には農務大臣を中心にして土地法改訂委員会がチョーンに関する草案の審議を開始した。そして、1911 年 3 月には、対症療法として、増大した南部のチョーンを対象に、暫定布告を発していた。このようにウォンサーの任期中にも、地券交付地以外の地方でのチョーンに必要な一時的占有証の交付政策は少しずつ前進していた。この動きは、前任のテーウェート農務大臣が、国王側近親政集団に抗して行ったかにも見える暫定地券交付の動きとどう関係するか、興味深い問題ではある。今後の課題としたい。

なお、地券交付法 (第 1 部) について注目すべき事項がある。1909 年 3 月 1 日の閣議決定議事録によれば、一大臣が、従来の布告類では中央派遣の地券交付担当農務官は州知事の管轄 (bankhap-bancha) の下にある、と明示されてきたがこの法にはそれがなく、従前のような明示的な規定が望ましいのではないかと意見を表明したのに対して、ダムロン親王は、その件は法律に盛る必要はない、と回答している (R 5 KS 4.1/8 : No. 45/1455)。あるいは、閣議終了時刻が深夜の午後 11 時 45 分と記されているような、時間的な事情もあるのかも知れない。しかし、地券および一時的占有証の交付事業については、基本的に農務大臣の管轄であり、内務省州知事もこれに服さねばならないことを暗に示唆した回答とも読める。1910-20 年代の一時的占有の上限面積をめぐる議論とも関連する重要な回答として注目すべき発言かも知れない。

(2) 開墾地の占有権に関する規定

a. 1910 年代の規定

地券やそれに類する暫定地券等の交付事業は権利の確定した土地を対象としたが、他方、未開の森林や荒蕪地等の開墾地では、無主の土地をまず一時的に留保 (チョーン, チャップ・チョーン) し、一定期間内に耕作すれば、その利用にもとづく保有権が保証されるという『三印法典』時代以来の慣習を生かした措置を必要とした。

もちろん、導入部でもふれたように、地券交付法にも全くチャップ・チョーンの規定がないわけではない。第 11 節の第 59 条から 64 条までの、2 年間有効の一時的占有証 (bai yaip yam) の交付を規定した部分がそれである。しかし、この第 11 節の規定は、複雑な開墾のプロセスによって生じる種々の土地の権利を網羅的にカバーしていなかった。この規定は 1901 年 9 月 17 日付けの「新地券交付の登記変更規定および地方の土地チョーン方法に関するラタナコーシン暦 120 年農務大臣令」第 8 条 (PKPS 18 : 101-103) をほぼそのまま地券交付法に収録したものである¹⁴⁾。

同法案は、1900 年 8 月 4 日付けのテーウェート農務大臣の国王あて上奏書によれば、「個人的土地開墾禁止法」とともに、「一時的占有証 (bai yaip yam) 交付に関する農務大臣令」として、法務大臣ラブリー親王とも相談したうえで、法案とされており (R 5 KS 4.1/6 : No. 36/2333)、これが制定法となったものとみられる。このなかには、後述のように、『三印法典』の規定の説明もあり、同法が一時的留保 (チャップ・チョーン, チョーン) の実定法として使われていたことがあきらかである。おそらくこの規定は地券交付予定のアユタヤ、バンコク等の畿内諸州を主た

る対象としたものとみられる。

同文書には、ラーブリー親王がチョーンの規模を100ライという小農の保有規模に制限すべきだとする意見の持ち主であったことも紹介されている。なお、11年後の1911年3月に発せられたチョーンに関する暫定布告の主旨を内務省地方官に説明した公文書では、壮丁1人当たりのチョーンの規模は最高200ライに拡大された。しかし、1912年2月21日付け文書では、国土面積（3億2000万ライ）と人口（600万人）に比較して（1人当たり平均53.3ライ）、この規模は大きすぎた、と反省している（R6 KS 7/1 : No. 103/20305）¹⁵⁾。

1909年9月に地券交付法（第1部）が公布されてから、少なくとも1年目の1910年8月には、第11項のチョーン規定を改訂するために、土地法検討委員会がチョーン規定の草案をめぐって、議論をしていた。その背景は、とくに、中部の開拓前線となった西部やマレー半島部において、無主の荒蕪地が開拓されて、ココヤシ、ゴム等の樹園や畑地、水田が急速に増え、そのような無主地へのチャップチョーン申請がふえたことにある。

1910年8月18日に第2回の土地法検討委員会が開かれた。その上奏文（R5 KS 4.1/41/8444）の添付資料の原文では、一時的占有証（bai yiap yam）の交付認可面積の上限を、郡長が100ライ未満、県知事が500ライ未満、州知事が1,000ライ未満、農務大臣が2,000ライ以上としていたが、これをあとで、郡長が50ライ未満、県知事が100ライ未満、州知事が500ライ未満、農務大臣が500ライ以上、と訂正した筆跡が残りに（R5 KS 4.1/9）、王室秘書局がこの修正意見を出した（R5 KS 4.1/14 : 21）ことがわかる。この時点で、認可の土地面積をめぐり意見のちがいがあり、地方

官の認可上限が小規模にされたわけである。

なお、1910年10月15日に、農務大臣が、下記のような暫定布告草案とならんで提示した土地法のチョーン規定の改訂草案では、郡長が50ライ未満、郡長が100ライ未満、州知事が500ライ未満、という規定に付け加えて、農務大臣が1,000ライ未満、それ以上は国王が認可する、と規定している（R6 7/1 : 17）。1910年10月には、土地法改定委員会では、農務大臣の認可限度は1,000ライと認識されていたものと思われる。

しかし、地券交付法11項を全面改定しようとした起草条文には問題点が多すぎて、急増するチョーン申請に対処できなかった。そこで、それに対処するために、その後は、適用地域を南部に限定して、对症下药的にチョーン手続きを規定した暫定布告を発する方向に向かった。つまり、地券交付法第11項を改正してより完全なチョーン規定とする作業は先延ばしされたわけである。

1910年9月29日には農務省において、農務大臣、内務大臣もメンバーの土地法検討委員会に南部諸州の知事が加わり、特別委員会を開催して、チョーンに関する暫定的な布告案を作成して上奏した（R6 KS 7/1 : No. 55/10905）。農務大臣は、3ヵ月後の12月9日にもチョーンの増加にともなう暫定布告制定の必要性を強調し、同布告草案の検討を急ぐよう奏上した。そして、12月16日に国王の許可が下りた（R6 KS 7/1 : No. 79/14582）。1911年3月1日、草案は、正式に「樹園・畑地・田地耕作のための一時的占有証交付暫定布告」として交付された（PKPS 23 : 489-493）。最初の2年間に10分の1耕作すれば、さらに3年間延長でき、この間に4分の1以上耕作すればさらに3年延長できるが、この足かけ

8 年間の間に耕作できなかつた面積は交付された占有証の記載面積から削除して、無主地に戻す、という内容である。1912 年 2 月 21 日付けの農務大臣による南部諸州の知事宛の公文書もこの主旨を徹底している (R 6 KS 7/1 : No. 103/20305)。ただし、これが適用されたのは、南部のチュムポン、ナコーンシータマラート、パッターニー、ブーケット、および、高温多湿の気候が似ているために後から追加された東南部チャンタブリーの各州である (R 6 KS 7/1 : No. 29/237)。西部は土地法の適用地域のためか、はずされている。

結局、この 1910 年から 12 年ころにかけての 1909 年地券交付法 (第 1 部) チョーン規定の改正委員会の作業結果は成文法とならなかった。次の土地法は、1916 年の地券交付法 (第 2 部) である。しかし、この法案はチョーンについてきわめて限定的な規定をしているにすぎず、改訂委員会の草案はほとんど反映されていない。1916 年の第 2 部から 1927 年の第 4 部までの地券交付法は、1909 年法のきわめて部分的な補足規定にすぎない。

農務大臣ラーブリー親王が直接関わった 1916 年の地券交付法 (第 2 部) には注目すべき規定もある。たとえば、第 1 条で、この法の公布以前にすでに地券を交付された土地でも、そこに『三印法典』の雑律 42 条にもとづき垣根をめぐらして区画を区切り居住している者は、1 年以内に土地登記局で登記すれば居住権が認められる (ただし、本法公布以降の地券交付地には裁判所は雑律 42 条を適用しない)。また、第 4 条では、地券もしくは地券引換証 (bai nam) を公布されても、所有者が 9 年以上放棄し、移住したと疑う理由ある時は、調査の上、それが事実とわかれば、その土地は遊休の無主地とみなされる (ただし、

次のチャップチョーン申請者には、通常のチャップチョーンの bai yiap yam や bai chong 等の証書とは異なる証書を、特別規則によって交付する [第 5 条])。

これらは、近代的所有権を制限するチャップチョーンの慣習法を部分的に取り入れた例と読める。ただし、ラーブリー親王自身の説明では、第 1, 2 条は、いまだ実定法として使われている『三印法典』の雑律 42 条では、3 年連続して居住すれば、たとえ他人の土地であろうと、その居住者に居住権を認める、という規定であるが、これを制限する主旨だという (R 6 KS 2/6 : No. 15/12857)。

すでに言及したことがあるが、農務大臣就任早々に、ラーブリー親王は問題のランシット運河会社 (シャム灌溉水路掘削会社) の残務整理に精力的に取り組み、ラーマ 5 世王が許可し、同社のランシット運河網によって創出された大地主制度に対して明白に批判的態度を示した (北原 1990 : 98-99)。執筆期日が記載されていないが、ランシット運河網東端のドン・ラコーン湿原の運河建設に端を発した 1905 年の土地紛争について、親王自身が同社の業務経過と実績を批判的に検討したメモは全文で 70 頁にも及ぶ長大な報告書となっている (R 6 KS 5/12)。おそらく、このランシット運河会社の残務整理に精一杯だったことを一因として、ラーブリー親王時代には、チャップチョーン関係の法令の検討が進まなかったものとみられる。さらに、チャップチョーン申請の上限面積とその許認可権の管轄 (農務省と内務省との間の管轄争い) をめぐる議論が決着しなかったこともまた一因であろう。もちろんその背景として、無主の国有地フロンティアの開拓によって新耕地が増え続け、そのような土地の耕作や保有・確保

タイ近代における小農創出的土地政策への道（下）

表3 一時的占有および土地関係の法令と行政措置

1911年	3月1日樹園・畑地・田地耕作のための一時的占有証交付暫定布告
1916年	9月14日地券交付法（第2部）公布
1919年	5月12日地券交付法（第3部）公布
1921年	農務省による一次的占有証交付業務移管の提案
1926年	4月5日ラタナコーシン暦127年地券交付法（第4部）公布 [PKPS 39: 9-10]
1927年	クレディ・フォンシエ大土地分譲方式申請拒否
1927年	10月農務省による一次的占有証交付業務移管の申請却下 [R7 KS6/5]
1929年	世界大恐慌勃発
1936年	10月31日、地券交付法（第5部）公布
1937年	4月7日、仏暦2459年（1936年）地券交付法（第6部）公布

の状況がきわめて多様で複雑であり、単純な整理を許さなかったという自然条件もある。

地券交付法の内容から見る限り、戦前の土地法体系は、1909年の第1部による近代的な土地所有権の確定、および、1936年の第6部による無主・国有地の一時的占拠・利用・保有という段階的な権利の認定、という二つの権利の規定群からなる、といつてよい（北原1973）。この後者の権利に関する規定は、このように、次の1920年代をも含めて、草案がたびたび議論されながらも、結局、成文法とならず、前者を主体とする1909年土地法の制定時期から大幅に遅れたことになった。

地券交付法第2部（1916年）、第3部（1919年）については、ラーマ6世時代の農務省文書に原文と附属提案文が残っている。両方も、そのご、実際に起きた特定の問題だけ事例的に解決するための対症療法的な規定である。1919年3月、第3部の起草にあたり親王は、第2部を公布してからのち土地登記局で問題が起きるとそれを書き貯めておいたが、それを第3部とする時期に至った、としてこのような制定の経緯を明らかにしている（R6 KS 2/6: No. 125/4034）。権利を移転する際の契約書作成を、郡長の立ち会いから登記所登記官の立ち会いに改めた1926年の第4部

の公布も、この方針に沿ったものである。また、1936年の地券交付法第5部は、第6部の公布に先だて、1909年地券交付法（第1部）第11節のチョーン規定の廃止をうたっただけの内容である。

b. 1920年代の開発ブームと占有申請規模の上限の拡大

さて、1936年地券交付法（第6部）で、チャップチョーンの認可の上限を、郡長50ライ未満、県知事100ライ未満と制限し、小農の形成を意図したかにみえる規定は、実はそれ以前の1920年代に議論され、実行された規模とは大幅に異なっている。この経緯をたどってみたい。

1920年代には第一次大戦ブームや米国のタイヤ需要によりゴム園の開発が進んだ。このゴム園の開発は森林や荒蕪地の大規模開発のブームを引き起こした。

1925年2月11日付けで、オーストラリア人のゴードン（署名はGordan Dawson）という人物がゴム園用地として6年間にわたり、10万ライのチャップチョーンをパッターニー県ヤラー郡に申請した（R7 KS 6/2: No. 27/464）。添付された英文申請書ではこの土地は6年間無税とし、チョーンが許可された日か

ら 3 年間で、その 4 分の 1 の面積にゴムその他の作物を植えたら、所有権を欲しい、6 年以降はライ当たり 5 サルンの地税を払う、という主旨である。しかし、これは許可されなかったもようで、翌 26 年 6 月 8 日の英文上申書で、Southern Siam Planting & Development Company 名を使って、すでに 2,000 ライの土地を同年 2 月にえて、1,700 ライを開墾した、とある (R 7 KS 6/2 : No. 2473)。しかし、これに対する農務省の対応は厳しく、6 月 19 日には、10 万ライという規模は、例外規定はなく、全く認められず、2,000 ライの土地についても農務省が認可した覚えはない、とはねつけた。1927 年 3 月 15 日付け農務大臣より王室秘書官マヒットへの文書によると、パッター州から上申書があり、ゴードンはすべての申請を取り下げ、法令に従い、まず、小規模の一次占有証 (bai yip yam) の申請をしたことが判明した、とある (R 7 KS 6/2 : No. 556/7264)。少なくとも、このような西欧人の法外な規模の要求は法令に従って厳しく拒絶したことがうかがえる。これはサックのいう植民地支配への警戒感の現れであろう。実際、上述の 1911 年の南部のチャップチョーンを対象とした暫定布告関係の文書でも、申請者のシャム国籍の資格が厳しく問われている。

1925 年 7 月 23 日付、農務大臣より国王への上奏書は、ゴム園開発を目的とした華人による大規模のチャップチョーンの動きを伝える (R 7 KS 6/4 : No. 1156 ; KS 10/6 : No. 92/2371)。以下がその要旨である。

ソクラー県ハーチャイ郡タンボン・ターチャンのバーン・ディンラーン在住の客家でシャム国籍のシン・パク・チン (Sin Pak Cin) が、ゴムその他作物栽培のため 3,000 ラ

イの土地のチャップチョーンを申請した。そこで州知事が郡長に命じて調査させたが、その土地は無主の遊休地で所有者がいらないものなので、申請者がある旨の公示を出した。また、申請者の資金財産、証拠を点検したが、州知事は、この人物にトラ・チョン (tra chon) 占有証を交付し、所有権を持たせるのに問題はないと判断した。現在の農務省によるチャップチョーン業務のやり方は、農務官が検査し、問題なければ申請のあった事実を公示し、これに異議を唱える者がいなければ、申請者にトラ・チョンを交付する、というものである。ただしその期限は 3 年間であり、その間に耕作せず、占有を延長すべき理由なければ、その土地は再び無主地に戻す。これまでの許可面積は上限 2,000 ライであった。まだ正式の法令ではないが、農務大臣の権限で認可できる上限を 2,000 ライとし、それを超える分は国王認可とする布告を出したので、ご判断を乞いたい。ただし、シンパクチンの 3,000 ライ分は、州知事の上申書に従って、占有証の交付を国王に認可していただきたい。

この上奏書では、農務大臣は一応慣例を重んじて国王に奏上している。25 年 7 月 31 日付けの国王秘書官マヒットの文書は、土地のチャップチョーン申請受付業務は内務省地方行政官の任務であり、また、内務大臣に相談したかどうか不明だとして、内務大臣に意見を問うている (R 7 KS 6/4 ; KS 10/6 : No. 119/1180)。これは、地券交付法 21 条では人民の耕作能力の範囲なら可能だとするが、まず、農務官と内務官で相談のうえ、上奏するのが妥当だ、とした法務局の見解をふまえたのだろう。8 月 15 日になって、内務大臣は、この華人の土地申請の件では、農務大臣は内

務大臣に相談してない、しかし、バイ・イヤップ・ヤム（一次的占有証）の申請は内務省、「トラー・チョーン」（占有証）の申請は農務省という業務分担があり、内務省派遣の州知事が了承したのだから反対しない、また、2,000 ライまでを農務大臣の権限とするのも、内務省地方官の検査があり、御意に反しなければ、妥当と考える、と返答した（R7 KS 6/4；KS 10/6：No. 1509）。10月9日、国王はこの意見に従い、シンパクチンの3,000 ライの申請を許可し、農務大臣に対して一般的に2,000 ライ未満のチャップチョーン許可の権限を認めた文書を送った（R7 KS 6/4；KS 10/6：No. 4/168）。

少なくとも、第1に、この1925年10月の時点では、チャップチョーンの規模は、2,000 ライ未満は農務大臣、2,000 ライ以上は国王の認可を必要とするという措置がなされたことがわかる。1911年当時の上限1,000 ライから倍に増えていることがわかる。第2に、農務大臣の認可する占有地には、1909年土地法にもとづく有効期限2年のバイ・イヤップ・ヤム（一時的占有証）ではなく、1911年3月の暫定布告にもとづいて、有効期限3年のバイ・イヤップ・ヤム（しばしば、保有権を認める「トラー・チョーン」（占有証）とも混同して呼ばれる）が与えられたことがわかる。第3に、農務省が、占有証類の交付を基礎に、一時的占有証の交付にまで手を広げ、地券行政に加えて、チョーン行政全体を自らの管轄下に収めようとしたことが明らかである。

農務大臣が一時的占有証の交付を農務省の管轄とするよう提案したのは、1921年に遡る。当時、外国人による島嶼海岸部のチョーン申請が多数あり、内務省地方官が処理しきれない事態が起きた。これに乗じたのか、農

務大臣は1921年内務大臣に一時的占有証の交付事業を農務省に完全に移すよう要求した。内務大臣は、少なくとも、同年5月と8月にはこれに応じる返答をし、国王の許可を待った（R6 KS 7/5：No. 2/1894）。しかし、国王秘書室は8月13日これを再考し、内務省が継続するよう促した（R6 KS 7/5：No. 3/167）。農務大臣は22年6月には、50 ライまでは内務省の郡長とし、それ以上を農務官とするという妥協案を出して粘ったが（R6 KS 7/2：No. 60/902）、最終的許可は下りなかったとみられる。このような農務省への移管願いの延長が、下記のような1927年の再度の提案である。興味深いのはチャップチョーンの申請規模が大きい場合、隣接地との境界重複が生じたり、規定の2年以内ではとても耕作不可能だ、としている点である。南部の森林・荒蕪地に広がったチョーンの土地が、郡官吏の把握できる50 ライ未満の小農の経営規模を超えて、かなり大規模となっていることがうかがえる。

なお、21年時点の法的整理をした王室秘書室返答文の付属文書は、当時の一時的占有証に関する法令の適用の州区分を、図2のように、適格に整理している。このように、当時のチャップチョーンの規定は、法令上、3区分されていたことになる。図2に従えば、農務省は南部を中心とした第2の範疇だけでなく、中部を中心とした第3の範疇を完全に収め、さらに、北部・東北部を中心とした第1の範囲までねらっていたものと見られる。

1927年に、農務大臣は、内務省が管轄する一次的占有証の交付を農務省管轄に移そうと再び努力した。1927年9月3日付け、農務大臣はマヒット親王に文書を送り、占有証（trachong）は1874年の検見法以来農務省が交付

図 2 チャップチョーンの州別区分 (1921年)

地券交付法適用外 (慣習的占有証 tra chong 交付) 地域 内務省管轄 Phayap, Maharat, Nakhon Ratchasima, Udon, Roi-et, Ubon, Prachin, Ratchaburi (Kanchana, Prachuap), Nakhonsawan,
1911年 3 月暫定布告適用 (有効期間 3 年 bai yiap yam) 地域 農務省管轄 Surat, Nakhon Sithammārat, Pattani, Phuket, Chanthaburi
地券交付法11条適用 (有効期間 2 年 bai yiap yam) 地域 農務省・内務省管轄 Ayuthaya, Nakhonsawan, Phisanulok, Nakhon Chaisi, Ratchaburi(Ratchaburi, Phetburi, Samut Sonkhram 県を含む), Phuket(Phuket), Prachin(Krabin を除く), Chanthaburi(Chanthaburi)

(出所) R6 KS7/5 : No. 3/167

し、また一時的占有証(bai yiap yam)は1909年の地券交付法第 11 節では農務省の管轄だと規定されている(郡長が交付するが、県農務官に報告する義務があるという主旨をこう解釈する)が、実際に1921年6月より農務省が一次的占有証を管轄してきた、という経緯の認識を示し、内務大臣の賛成もえたので農務省に一括管轄させてほしい、と国王に奏上した(R7 KS 6/5 : 3648)。国王秘書室は、これに対して、一時的占有証の交付は従来通り、とりあえず内務省と農務省の協力体制で行く方が良く、という11月21日の閣議決定を伝えている(R7 KS 6/5 : No. 12/422, No. 9/423)。この往復文書の記述できわめて興味あるのは、地券交付法の第 11 節で暫定的に決められていた一時的占有証の規定を再検討する土地起草委員会が再び設けられていたことである。

この1909年の地券交付法第 11 節は、多様なチャップチョーンの方式に適用できずに、最終的には、1936年の地券交付法(第 6 部)にとって代われ、削除された部分である。27年10月25日付けの法務大臣の国王秘書室あての文書、および、11月12日付けの国王秘書室の法務大臣あての文書によって、この

第 11 節改訂のための起草委員会の存在が言及され、同委員会の案がまとまるまでは、一時的占有証の管轄に関する上記の27年9月の農務大臣の案を棚上げにするよう閣議にかける、としている(R7 KS 6/5 : No. 4756)。ちなみに、その結果が上の11月21日の閣議決定である。

下記に紹介する1928年3月26日の閣議での農務大臣発言では、すでに規定にもとづいた実施案が決まり、同月または4月には上奏する予定だとされ、36年地券交付法第 6 部より8年も早く、その草案が存在したことがわかる。ただし、何らかの理由で採択されなかった。おそらく、その最大の理由は、農務大臣によるチョーン認可規模の上限についての意見の食い違いだったのだろう。ちなみに、1936年地券交付法第 6 部の認可上限規定には郡長 50 ライ未満、県知事 100 ライ未満という規定しかなく、農務大臣の認可上限規定については全くふれられていない。

上述のように、1910年には1,000 ライ、また1925年には2,000 ライだったとみられる農務大臣認可規模の上限が、1928年には、3,000 ライにまで引き上げられた。以下は1928年3月12日付けの農務大臣からの国王あて

の上奏書の要旨である（R7 KS 6/6 : No. 421/6592）。

1928年2月11日付けのナコーンシータマラート州知事の上申書によると、ソンクラーク郡ラノーク郡タンボン・タケリヤ所在の5,040ライの土地の占有証を、華人ヤップフンホック（Yap Hung Hok）が申請した。郡係官が測量調査し、公示をした結果、異議はなく、また、この土地は低地で禁伐樹もなく、この人物は土地を開墾する資金力があると判断したので、申請通り認可したい、との趣旨であった。自分が、1927年8月15日付け、11月14日付けの文書ともあわせて検討した結果、申請者はヤップフンホック、ヤップフンテー、ヤップフンピーの3名の共同名義で、合資金を使い、機械を使用し、低地のため人々の生活にも影響ないと判断するので、自分は認可してよいと考えるが、ご判断を仰ぎたい。現在、土地法の検討を命じられた委員会は、農務大臣だけで認可できる土地面積上限をおよそ3,000ライ程度とし、3,000ライ以上の土地は国王の認可を仰ぐ、という合意に達している。そこで、この申請地は、とりあえず、半分ずつに分け、半分の土地は占有証（tra chong）を交付し、もう半分の土地は申請者にサグアン（優先的留保）とする。半分の占有証の交付地を3年以内に耕作すれば、優先的留保をしたもう半分の土地に占有証を交付する。もし最初の半分の占有証被交付地を3年以内に全面積を耕作できなければ、もう半分の優先的留保土地へのトラ・チョーン交付はしない。その場合半分の占有証を交付した土地の未利用分は返還させ、3年間で耕作した部分だけは占有証に利用済みという裏書きをして土地取得を認め、裏書きのない占有証は相続以外の他人への譲渡は認めない。農務大

臣自らが認可する上限は従前通り2,000ライである。国王のご許可を仰いで実行したい。

この上奏書の文面はあいまいであり、認可規模は、農務大臣認可の上限3,000ライを半分に分けたとも、また、申請面積の5,040ライを半分に分けたとも読める。なお添付文書の法務省の判事による同文書の要旨説明文では、農務大臣の認可権限は2,000ライであるから、それを超える申請面積5,040ライの半分の2,520ライについて、国王の認可を仰いで、占有証を交付する上奏である、と解釈している（R7 KS 6/6 : No. 530/122）。ともあれ、農務大臣はここで自らの認可権限を2,000ライとしながら、地券交付増補法の起草委員会による認可上限の3,000ライ案をも紹介し、自分がその半分かを認可したとも解釈できる微妙な表現にしてある。

認可上限面積の問題は、国王秘書役の親王たちにもその重要性が理解されたもようであり、2週間後の1928年3月26日に閣議で議論されている。その議事録の第3議題が、このヤップフンホックの申請の件である（R7 KS 6/& : No. 47/2470）。

国王は、まず、「これは問題だから閣議に送り提案すべきだと考えた。なぜなら、農務省の欲することは新しく布告される予定の土地に関する法律（プララーチャバンヤット）の草案に従っているからだ。ただし、これは今のところまだ農務大臣に権限を与える法律の条文とはなっていない。そこで農務大臣は申請者と契約書を交わすことを考えた。この方法の当否は引き続き審議すべき問題であるので、閣議の見解を求めて提示する。農務大臣に説明させたい」。これに対して、農務大臣は、「この考えは、land policy に関する委員会がすでに完成し、今月ないしは来月に実行に移

すように上奏を準備中の法律草案に従って行っております。この法令草案では農務大臣は自らの権限により 3,000 ライを超えない面積の土地のチョーンを認可できます。そこでナイ・ヤップフンホックによる 5,040 ライの土地のチョーン申請の件は、チョーン面積を 3,000 ライに制限し、最初は、1,500 ライにまずトラーチョーンを交付し、残り 1,500 ライは留保(サグアン)し、その面積を 3 年以内に利用したらあと半分にも、トラーチョーンを交付します。最初の半分の面積のチョーン地は、3 年以内に利用しない部分があれば、その部分は農務大臣が没収し、他人にチョーンさせることも可能である」と答えている。

上奏書の文案とこの閣議での答弁とは必ずしも同一とはいえない。上奏書では上述のように、5,040 ライを半分に分けるとも読めた。いずれにしても、閣議は農務大臣の提案を承認したので、これは実行に移されたとみられる。1920 年代後半には大規模チョーン地の認可がなされていたことを示す一例である。

興味深いのは、法務大臣が、占有証書を交付しながら申請者を売買禁止の契約で縛るのはおかしい、と発言したのに対して、農務大臣が、申請者に売らせたくないのではなく、「develop”(耕作)させることを優先したいからだ、と答えたことへの商務・運輸大臣のコメントである。もし本当に“develop”する気があるなら、3,000 ライの上限は、サトウキビなどの栽培には狭すぎて不十分だ、というのである。この当時は、商業的プランテーションには 3,000 ライという規模では不十分だという認識もあったことをうかがわせる。

次の 1927 年 9 月 29 日の農務大臣による上奏書のケースは、ほぼ 2,000 ライ規模におさまるが、買い取りを伴っている(R 7 KS 6/4 :

No. 220/3588)。22 人もの一次的占有証 (bai yiap yam) 保持者から土地を買い取ったか、預かったもようである。この方式は、元土地局長官のサックがあげた credit foncier の方式と交差するのかも知れない。1927 年 10 月 6 日付けのマヒット親王より農務大臣あての文書では、この件は国王に奏上済みである (R 7 KS 6/4 : No. 269/3169)。

ナコンシータマラートの州知事の上申書によると、ペナン県に在住の華人でシャム国籍のリムジムコー (Lim Jim Kho) がソクラー県ハージャイ郡タンボン・パトンの土地 2,300 ライのチョーンを申請した。係官が調べたところ、申請者は、一次占有証 (bai yiap yam) を証拠としてもつ 22 人の合名者から土地を譲渡され、すでに全面積をゴム園として利用済みである。サムハテサーピバーンは支障ないと判断した。小生も検討したが、これは 1925 年 7 月 23 日付文書 92/2371 号の主旨 (シンパクトンによる 3,000 ライの申請の件)とちがいで、未耕地 2,000 ライ以上のチョーン申請ではない。申請者の土地は利用済みなので、占有証よりもむしろ地券(チャノート)の交付に相当する。小生は係官に交付の準備させているが、ご検討を乞う。

残念ながら、この件への認可の結果は不明であるが、認可された公算が強い。

1920 年代後半のこうした大規模なチョーンの申請とそれに対する農務大臣の認可が下りたことは、19 世紀末から 20 世紀初頭のランシット運河会社による地域一円の独占的な運河掘削と官僚貴族エリート・特権商人等の大地主への大規模な分譲の方式とは異なるとはいえ、1936 年の土地法第 6 部の規定 (チャップチョーン認可上限を郡長 50 ライ未満、県知事 100 ライ未満) の内容とは明白

な断絶がある。この間に1929年の大恐慌とチャップチョーン・ブームの終焉があった。少なくとも建前上は、小農的占有・所有規模しか認められなくなり、小農創出的土地政策が生まれたのは、この30年代にはいつてからの時代的産物である。20年代後半の大規模なチャップチョーンの認可の雰囲気と1936年法に規定された100ライ未満という小規模なチャップチョーンの認可の精神とのギャップを埋める作業が今後の課題となる。

5. むすびにかえて

以上、利用できる資料・史料の多寡少により、叙述の精度に濃淡が出たが、1880年代末から1920年代末までのほぼ40年間のタイにおける「地租改正」の過程をたどり、「タイ近代における一貫した小農創出的土地政策」という通説が再検討を要することを示して見た。確かに、ランシット運河網建設が創り出した大土地所有制を批判し、制限しようとしたラーブリー親王の試みや、戦間期フロンティア開発ブームと世界大恐慌によるその沈静を経て1936年地券交付法（第6部）で打ち出された保有規模制限の試みのように、小農的土地政策は、本来、近代タイの土地政策の底流にあり、大土地所有の反省期にそれが顕在化し、現代に至るまで土地政策の基調となってきた、といえるかも知れない。しかし、逆に、大土地所有制を進める動きもまた決して例外的ではなかったと言えるかも知れない。それは慣習的な無主地を、近代的な絶対的・排他的所有権の観念にもとづいて国有地として設定し、その国有地の資源や土地を管轄する省庁が、それらを特定の民間人・法人に対して払い下げ、コンセッションする政策

の中から必然的に生ずる結果であった、といえるかも知れない。その意味では、ランシット運河開発も20年代のゴム園開発も同類の政策的対応から生まれたといえよう。そして、実はそれは、1936年法や、チャップチョーンの権利を体系化した1954年の土地法以降も、現在に至るまで、省庁と業者の利権が絡んだ大規模コンセッションの際には、ごく普通に見られるもうひとつの底流であるかも知れない。ただしそれは、チャップチョーン地の上限を100ライに制限した土地法を適用する内務省土地局の管轄を超える次元の取引である、というだけのこともかも知れない。実際、こうしたコンセッションの権利は、つい近年まで、とくに森林伐採によって国営開拓地建設事業を行った農林省の森林局や協同組合同局、内務省の公共福祉局（現労働省）等の部局がもっており、しばしば木材業者や建設業者との癒着が問題とされて来た。

タイ近代の土地政策を区分すると、第1に、1980年代からの法令案の試みとプラウエート運河地域やアユタヤ県での実験的な地券交付を経て、1909年の地券交付法第1部として体系化された近代的所有権確定の政策、および、第2に、そこで将来課題として残され、1920年代の法令・政策論議と行政的試行錯誤を経て、結局、1936年地券交付法第6部として体系化された慣習的チャップチョーンの権利の整備の政策、という二つの権利の規定群に大別されよう。

前者の権利確定政策については、19世紀末から20世紀初にかけてのランシット運河開発の事例があまりにも有名であり、すでに70年代にジョンストンやスタリーのようになすぐれた先行研究もある。そこで、本稿では、むしろ、近代的所有権認定にもとづいて地租

を徴収した日本式(欧米式)の「地租改正」事業とは異なり、土地所有権と地租納税義務とを切り離し、「所有権認定」と「地租改正」の両者を別途の改革プログラムとしたプロセス、および、それに関連する農務省と他省庁との軋轢に焦点を当ててみた。そして、後者については、とくに、1920 年代の戦間期ゴムブームのもとで生じた大規模なチョーン申請とその認可の政策過程に焦点をあて、「一貫した小農的土地所有政策」という通説への疑問を呈してみた。

本稿の執筆課程でも浮かんできた解明すべき課題は多い。たとえば、地券交付法の準備期に考案された関連法案の内容分析、初期の地券交付の試みの経緯、サックが注目した外国人の所有・チョーンの申請への政府の対応、省庁の大規模コンセッションや大規模チョーンの許認可の事例やその利権問題、農務省と内務省との軋轢の経済的背景(土地税、手数料収入のプレミアム配分)、土地所有に関する国有地入植組合の役割、政府の土地政策言説の変化、等々である。今後、政策の大筋をより明快に理解しつつ、個別課題にも目を向けて行きたいと思う。

注

- 13) 1895 年 10 月 10 日~1897 年 3 月 25 日の間、つまり、農務省の一次的廃止時代の直前に設けられた「田地係争審理判決特別委員会」(kammakan truat tatsin kanna)が土地裁判業務を行った。この委員会はランシット運河地域の紛争解決のため設置され、ブライヤー・ブラーチャーチープ(のちアーハーンポリラック)は、4 人の委員の一人として、この特別委員会で活躍した(北原 1980)。しかし、97 年 3 月 25 日の正式解散(農務省も廃止)直前の 96 年 12 月 19 日には、すでに解任が決ま

り、15 日間の残務整理を行っている(R5 KS 1/4:1-2)。そこで彼は、スラサック大臣の前任者バサコーラウォン大臣時代に自ら手がけたという農業振興・勸業のために、農商協会の設置を提唱している(R5 KS 1/4:4-24)。なお、このような勸業政策はその後、1905 年の不況を契機とする農業問題の論争を経て、1910 年代の勸業政策に生かされた。ただし、ジョンストンは、この 1910 年代の勸業政策を、肝心の制度的問題を避けた技術的な対応策にすぎず、農務官僚の戯れにすぎないと皮肉っている(Johnston 1976)。

- 14) ただし、1909 年土地法には公共の目的(satharana pyarot)という概念が登場する。1901 年大臣令の 21 項は、家畜放牧地や国内税関用地に対する一次占有は許されない(PKPS 18:102)、と規定するのに対し、照応する年土地法 62 条では、国家の目的、人民の共同用地、「公共の目的」の土地の一次占有は許されない(PKPS 22:590)と規定する。これは、この間に、公共用地の区分や国有地への接収に関する議論が進んだことを示唆する。
- 15) 1911 年 3 月 1 日付の南部を対象とした一時的占有証交付暫定布告にあたって副農務大臣は地図局に問い合わせた結果、国土面積を 200,012 平方マイル、または、320,019,200 ライとし、人口は少なくとも 600 万人と見積もっている。ちなみにこの国土面積は 518,031 平方キロに相当し、現在の国土 513,115 平方キロと比べて、若干過大評価である。彼は、上の数字から土地を一人当たり 53.3 ライと見積もったのか、1 人当たり 200 ライも留保してしまうと、土地が人々の人数と比べて不足するとし、閣議では 200 ライ未満という合意があったが、地域の状況に応じて加減できるとした、としている(R6 KS 7/1:No. 103/20305)。

文献

〈一次史料〉

Chotmaihet R5 KS ; R6 KS ; R7 KS (タイ国立公文書館所蔵:ラーマ 5 世期(R5)・ラーマ 6 世期(R6)・ラーマ 7 世期(R7)の各治世にお

タイ近代における小農創出的土地政策への道（下）

- ける農務省 (KS) 分類の往復公文書類。)
- PKPS: Sathien Lailak(ed), (1935), *Prachum kotmai pracham sok*, (サティエン・ライラック編『年次別法令集』)
- KTSD: *Kotmai tra sam duang*, Khrusapha. (『三印法典』クルサパー版)
- SYT: *Statistical Yearbook of Thailand*
 〈二次史料〉
- Chatthip Nartsupha & Suthy Praserset, (1981) [1978] *The Political Economy of Siam 1851-1910*, Bangkok: The Social Science Association of Thailand (English Translation of Some Official Documents).
- Sak Thaiwat, (1968) *Botkhuam bangruang* (サック・タイワット『雑題論文集』5月16日土地局新庁舎開会式記念)
- Surasakmontri, Chaophraya, (1933) *Prawatkan khong Chomphon Chaopraya Surasakmotri*, phak 2. (『チャオブラヤー・スラサットモントリ元帥自伝』第2部)
- Wisut (kasetrasin) Phraya, (1965) "Banthuk khuamcham ruang kan ok chanot thidin samai raek" nai Sak Thaiwat (bntk), *Botkhuam ruang kiawkap thidin*, Nangsoe Chaek: 11-71pp. (ブラヤー・ウィストカセートラシン「初期の地券交付に関する備忘録」サック・タイワット編『土地関係論文集』, ブラヤー・ウィストカセートラシン葬式配布本版)
- 〈参照文献〉
- 石井米雄 (1969) 「三印法典について」『東南アジア研究』6(4): 155-178頁。
- 小倉武一 (1951) 『土地立法の史的考察』農林省農業総合研究所。
- 北原 淳(1973) 『近代タイの土地法制——戦前の土地法体系に関する一試論——』アジア経済研究所所内資料。
- (1974) 「ラーマ5世王期の土地政策—地租徴収と権利確定の関係を中心として—」『アジア諸国等における土地政策』(昭和48年度報告) アジア経済研究所所内資料: 292-316 pp。
- (1976 a) 「タイにおける土地所有権の確定—その発生史をめぐって—」齊藤仁(編著)『アジア土地政策論序説』アジア経済研究所: 249-316 pp。
- (1976 b) 「タイの地租改正について」『東南アジア研究』14(1): 49-70 pp。
- (1980) 「田地係争特別委員会とその背景」『東南アジア 歴史と文化』9: 3-23 pp。
- (1990) 『タイ農村社会論』剏草書房。
- 杉島敬志(編) (1999) 『土地所有の政治史: 人類学的視点』風響社。
- 庄司俊作(1999) 『日本農地改革史研究: その必然と方向』お茶の水書房。
- Chaiyot Hemaratchata, (1987) *Mattrakan thangkotmai nai kan krachai sitthi kan thoe khrong thi din plua krasattrakan*. Bangkok: Chulalongkorn Mahawithyalai (チャイヨット・ヘーマラチャタナ『農地保有権分配の法的基準』チュラロンコン大学)
- Lingat, Robert, (1941) *Prawatisat kotmai thai (kotmai ekachon): kotmai thidin*, Mahawithyalai Thammasat. (ロベール・ランガ『タイ法律史(民法): 土地法』タマサート大学; 野中耕一・末広昭(抄訳)『タイ土地制度史』同(訳)『タイ村落経済史』井村文化事業社 1987年所収)
- Sunthari Artsawai, (1987) *Prawat khlong rang-sit: kan phatthana thidin lae krathop to sangkhom pho. so. 2431-2457*, Bangkok: Samnakphim Mahawithyalai Thammasat (スンタリー・アサワイ『ランシット運河の歴史: 1988-1914年における土地開発と社会への影響』タマサート大学出版局)
- Ingram, J. C., (1971) [1955] *Economic Changes in Thailand 1850-1970*, Stanford University Press.
- Johnston, David W., (1975) "Rural Society and Rice Economy in Thailand 1880-1930" Ph. D. Dissertation: Yale University.
- Kitahara, A., (2000) "The Two Critical Stages of Land Policy in Modern Thailand" Paper presented at the International Conference on

Chaophraya Delta, Kasetsat University, Bangkok, 12-14 December, 2000.
Pasuk Phonpaichit & Chris Baker, (1995) [2002]
Thailand : Economy and Politics, Oxford University Press.

Wyatt, David K., (1969) *The Politics of Reform : Education in the Reign of King Chulalongkorn*, Bangkok : White Lotus.
(名古屋大学大学院経済学研究科)